

石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生活様式の変化等により国内市場が縮小するなか、海外展開に取り組む事業者の裾野拡大に向けた伝統工芸事業者向けの海外展開促進セミナーの開催や、海外現地の実店舗で伝統工芸品のテストマーケティング等を実施することにより、本県の伝統工芸事業者の海外展開の推進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 委託費用

5,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

3 参加資格

石川県競争入札参加者資格（物品等）に、令和8年7月15日（水）時点で登録されている者。または以下の参加条件を満たし、期日までに必要書類を提出した者。

〈石川県競争入札参加者資格（物品等）に登録されていない方〉

①参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、本県の競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次の i から v までのいずれにも該当しない者であること。
 - i 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ii 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

- 団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- iii 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。海外法人の場合は、当該国の法人税等を滞納していないこと。
- (6) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

②提出書類

- (1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

(2) 納税証明書

- i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

- ii 本県に事業所を有する者にあつては、県税も未納がないことを証する、県税事務所が発行する納税証明書。ただし、本県に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は不要とする。

- (3) 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

- (4) 役員等名簿【様式6】

③提出方法等

以下の宛先に、電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「<参加資格関連書類提出>令和8年度石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業」とすること。

【宛先】石川県経営支援課伝統産業振興室宛 densan@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールの受信後、石川県経営支援課伝統産業振興室から受信確認のメールを送付する。

【提出期限】令和8年7月17日（金）正午まで

4 業務の実施方法

業務実施にあたっては、業務委託仕様書に基づいて行うこととするが、より効果的に実施するための企画提案を行うこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限

令和8年7月10日（金）正午必着

- (2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「<

質問票提出>令和8年度石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業」とすること。

(3) 提出先

石川県経営支援課伝統産業振興室

メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールの受信後、石川県経営支援課伝統産業振興室から受信確認のメールを送付する。

(4) 質問の回答

電子メールにより回答する。なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、公募型プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月17日（金）正午必着

(2) 提出書類

① 参加申込書【様式2】

② 誓約書【様式3】

③ 事業者概要書【様式4】

※直近3カ年の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も提出すること。

④ 石川県が発行する納税証明書（写し可）

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

※提出日の3か月以内に発行されたものを提出すること。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「<参加申込書等提出>令和8年度石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業」とすること。

データ量は原則10MB以内に収めること。10MBを超える場合は送信前に提出先に電話またはメールにて連絡すること。

(4) 提出先

上記5（3）に同じ。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時必着

(2) 提出書類

① 企画提案書（表紙に提案者名の記載があるもの、記載がないものの2種）

※内容に、企画提案者の概要、企画提案内容、事業実施スケジュール、業務実施体制、過去5年間における本業務の類似業務の主な受注実績等を盛り込むこと。（記載順序は任意とする。）

※企画提案書は、A4横又はA4縦とし、表紙に「石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業業務委託提案書」と記載すること。

② 見積書（様式任意）

※留意事項

- ・ 宛先は「石川県知事 山野之義」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする）
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・ 見積額が2（5）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「<企画提案書提出>令和8年度石川県伝統工芸産業の海外展開推進支援事業」とすること。

データ量は原則10MB以内に収めること。10MBを超える場合は送信前に提出先に電話またはメールにて連絡すること。

(4) 提出先

上記5（3）に同じ。

(5) 留意事項

- ・ 提出できる企画提案書は1案とする。
- ・ 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ・ 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・ 企画提案書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を記載しないこと。（「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。）
- ・ 企画提案書の記載が、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

8 審査方法

(1) 選定基準

県が別途定める審査委員会において、別紙「企画提案審査採点表」の審査項目に従って、提出された企画提案書等について評価を行い、委託業者1者を選定する。

(2) 審査結果

審査結果は速やかに全参加者に通知する。

9 委託契約の締結について

(1) 選定された業者との間で、別添の業務委託仕様書に記した業務を一括して委託するための委託契約を締結する。契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定する。

(2) 契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。契約は日本円で行い、為替変動による契約額の改定は行わない。

(3) 本事業に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、業務を遂行するものとする。

10 問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室 担当：宮下・山元

電話番号：076-225-1526

メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎12階